

政治資金監査に関する研修実施要領（案）

平成20年12月10日
政治資金適正化委員会決定

改正 平成22年12月8日

改正 平成25年6月12日

改正 平成29年3月31日

改正 平成30年8月9日

改正 ●● 元年 5月 1日

1 研修の目的

政治資金規正法第19条の27第1項の規定による政治資金監査に関する研修（以下「研修」という。）は、登録政治資金監査人が登録政治資金監査人として必要な専門的知識を修得することを目的とする。

2 研修対象者

政治資金規正法第19条の18第1項の規定による登録政治資金監査人

3 研修時間及び内容

研修に要する時間は全体で3時間程度とし、そのうち講義時間は2時間半程度とする。その内容及び時間配分は次のとおりとする。

(1) 以下の研修資料により、政治資金の制度に関する専門的知識及び政治資金監査に関する具体的な指針の講義を1時間程度行う。

- ・「政治資金規正法のあらまし」
- ・「政治資金監査に関する具体的な指針」のうち以下の項目
 - I. 政治資金監査の目的
 - II. 登録政治資金監査人
 - III. 国会議員関係政治団体

(2) 以下の研修資料により、政治資金監査に関する具体的な指針及びその他の登録政治資金監査人として必要な専門的知識の講義を1時間半程度行う。

- ・「政治資金監査に関する具体的な指針」のうち以下の項目
 - IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針
 - V. 政治資金監査指針② 個別監査指針
 - VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング

Ⅶ. 政治資金監査報告書

Ⅷ. その他の留意事項

- ・参考資料
- ・「政治資金監査関係法令集」

4 研修の実施

政治資金適正化委員会は次の研修を実施し、登録政治資金監査人はそのいずれかの研修を受けるものとする。

(1) 集合研修

政治資金適正化委員会が定める日時及び会場において、研修受講者を集めて実施する研修。

(2) 個別研修

政治資金適正化委員会が個別の研修受講者ごとに定める日時及び会場において、当該個別の研修受講者に対して実施する研修。

5 研修受講の手続

研修の受講申込手続については、次のとおりとする。

(1) 研修事前申込書の提出

研修の受講を希望する者は、氏名、登録番号、集合研修・個別研修の別及び受講希望日時を記載した政治資金監査に関する研修事前申込書（別紙様式1）（以下「研修事前申込書」という。）を、次の区分に従いそれぞれ定めるところにより、政治資金適正化委員会に提出することとする。

① 集合研修 受講希望日の4週間前まで（必着）

② 個別研修 受講希望日の1週間前まで（必着）（受講可能な日時について、あらかじめ政治資金適正化委員会事務局に確認すること。）

(2) 受講者の決定

政治資金適正化委員会は、研修事前申込書の記載内容を確認の上、定員の範囲内で研修受講者を速やかに決定し、各受講決定者に対して研修を行う日時及び会場の所在地等を記載した政治資金監査研修受講決定通知書（別紙様式2）を交付する。

(3) 政治資金監査研修申込書の提出

政治資金監査研修受講決定通知書を交付された者は、研修手数料6千円分の収入印紙を貼付した政治資金監査研修申込書（別紙様式3）に必要な

事項を記入し、次の区分に従いそれぞれ定めるところにより、政治資金適正化委員会に提出することとする。

- ①集合研修 政治資金監査研修受講決定通知書に記載の期日まで（必着）
- ②個別研修 研修日当日（持参）

（４）政治資金監査研修受講票等の交付

政治資金適正化委員会は、政治資金監査研修申込書を提出した研修受講者に対して政治資金監査研修受講票（別紙様式４）及び３の研修資料を交付する。

（５）研修手数料の取扱い

政治資金適正化委員会は、政治資金監査研修受講票及び研修資料の交付を受けた者が自己の責任により研修を受講しないこととした場合、又は、自己の責任により研修を途中で中断した場合においても、研修手数料を返還しない。ただし、研修の日時・会場の変更は認めることとする。

（６）提出期限の特例

政治資金適正化委員会は、（１）又は（３）に定める日後に、研修事前申込書又は政治資金監査研修申込書が提出されたときは、その受講希望日時の研修に空きがあり、かつ、当該研修の実施に支障がないと認められる場合に限り、研修受講の進めを進めることができるものとする。

6 研修受講者の遵守事項

研修受講者は、指定された日時及び会場において研修を受講しなければならない。また、研修会場となる施設の諸規定を遵守するとともに、政治資金適正化委員会事務局の職員の指示に従わなければならない。

7 研修の修了

研修受講者は、一回の研修で定められた講義のすべてを履修して研修を修了する。

8 政治資金監査研修修了証書の交付

政治資金適正化委員会は、研修修了者に対し、政治資金監査研修受講票と引き換えに、政治資金監査研修修了証書（別紙様式５）を交付する。

9 登録政治資金監査人名簿への登録等

政治資金適正化委員会は、研修修了者について、登録政治資金監査人名簿に研修の修了年月日を付記するとともに、原則として総務省ホームページにおいて研修の修了の有無を公告する。

10 雑則

この要領に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この実施要領は、平成20年12月10日から施行する。

ただし、平成20年度に行う研修については、別紙様式1の注意事項に掲げた期日によることなく、別途政治資金適正化委員会事務局が定める期日により取り扱うことができるものとする。

附 則

改正後の実施要領は、平成22年12月8日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、平成25年7月15日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、平成30年8月9日から施行する。

附 則

改正後の実施要領は、●●元年5月1日から施行する。

(別紙様式 1)

平成

年 月 日

政治資金適正化委員会事務局 あて

政治資金監査に関する研修事前申込書

「平成」を新元号に改める (以下同じ)

氏 名	
登録政治資金監査人 登録番号	
電話番号	
F A X 番号	

注意事項

⋮

○集合研修の申込記入欄

	研修日	研修地	委員会使用欄
第1希望			
第2希望			

注意事項

⋮

○個別研修の申込記入欄

場 所	研 修 日	研 修 時 間
総務省		: ~ :

注意事項

⋮

※「注意事項」については、研修の実施方法等に応じて適宜の記載をする。

(別紙様式 2)

平成

年 月 日

様

政治資金適正化委員会
事務局長

政治資金監査研修受講決定通知書

政治資金規正法第19条の27第1項の規定による政治資金監査に関する研修について、下記のとおり受講者を決定しましたので、通知します。

記

受講者氏名	
登録番号	
研修日時	
研修会場	
携行品	

注意事項

- (1) 別紙様式3の政治資金監査研修申込書(必要な事項を記入し、研修手数料6千円分の収入印紙を貼付したもの。)を、〇〇年〇〇月〇〇日(〇)までに必着するよう政治資金適正化委員会事務局宛て提出してください。(集合研修の場合)
又は、
 - (1) 別紙様式3の政治資金監査研修申込書(必要な事項を記入し、研修手数料6千円分の収入印紙を貼付したもの。)を、研修当日、政治資金適正化委員会事務局に提出してください。(個別研修の場合)
 - (2) 研修当日、登録政治資金監査人証票により本人確認をしますので、必ず登録政治資金監査人証票をご持参ください。
 - (3) 途中入場は認めません。また、途中退出(離席を含む)した場合は、政治資金監査研修修了証書を交付しません。
- ⋮

※「注意事項」については、研修の実施方法等に応じて適宜の記載をする。

(別紙様式 3)

収入印紙貼付欄

6 千円

消印しないこと

平成

年

月

日

政治資金適正化委員会 殿

申込者 氏名

住所

政治資金監査研修申込書

政治資金規正法第 19 条の 27 第 1 項の規定による政治資金監査に関する研修を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

受講者氏名	
登録番号	
研修日時	
研修会場	

(別紙様式 4)

政治資金監査研修受講票

受講者氏名	
登録番号	
研修日時	
研修会場	
携行品	

注意事項

(1) 研修修了後、この受講票と引き換えに、政治資金監査研修修了証書を交付しますので、研修の当日、必ずご持参ください。また、研修修了時まで大切に保管してください。(集合研修の場合)

又は、

(1) 研修修了後、この受講票と引き換えに、政治資金監査研修修了証書を交付しますので、研修修了時まで大切に保管してください。(個別研修の場合)

(2) 政治資金監査研修受講決定通知書に記載の注意事項をよく確認してください。

⋮

※「注意事項」については、研修の実施方法等に応じて適宜の記載をする。

(別紙様式 5)

政治資金監査研修修了証書

(氏 名)

(登録番号) 第 号

上記の者は、政治資金規正法第 19 条の 27 第 1 項の規定による政治資金監査に関する研修を修了したことを証する。

年 月 日

政治資金適正化委員会

委員長

印